

坂出市議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>○坂出市議会基本条例</p> <p>平成24年5月22日条例第16号</p> <p>坂出市民から選挙で選ばれた議員により構成される坂出市議会は、同じく選挙で選ばれた坂出市長とともに、それぞれ市の代表機関を構成し、市民の多様な意見を把握しながら、市民の負託に応える責務があります。この2つの代表機関は、互いに健全な緊張関係を保つことにより、市民の意思を市政に的確に反映させるため、議論を深め協力しながら、坂出市としての最良の意思決定を導く共通の使命を有しています。</p> <p>地方分権の流れは、確実に自治体に押し寄せており、その中であって議決機関としての議会の果たすべき役割と責任は大きくなっています。</p> <p>そこで議会は、地方自治の主体である市民とともに考え、行動し、市民の信頼に応えるべく、公正性と透明性の確保、積極的な情報の公開、議員間の自由な討議の展開、議員の資質向上、監視および評価機能の充実、政策立案および提言機能の強化が求められています。また、積極的な市民参加を推進し、多様な民意の的確な把握とともに、市民への説明責任と対話を重ねなければなりません。</p> <p>議会は、市民とともにふるさとの豊かな自然を守り、先人が築き上げてきた歴史と固有の文化_____を発展させ、次代に引き継がなければなりません。</p> <p>そして、今を生きる市民の生活を守り、市民の輝かしい未来を確かなものにするために、市民福祉の向上に全力を尽くすことを誓い、議会および議員の果たすべき役割と責務を明確にするため、この条例を制定するものです。</p> <p>(議員と市長等執行機関の関係)</p> <p>第7条 議会審議等における議員と市長等およびその職員との関係は、次に掲げるとおり、緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> | <p>○坂出市議会基本条例</p> <p>平成24年5月22日条例第16号</p> <p>坂出市民から選挙で選ばれた議員により構成される坂出市議会は、同じく選挙で選ばれた坂出市長とともに、それぞれ市の代表機関を構成し、市民の多様な意見を把握しながら、市民の負託に応える責務があります。この2つの代表機関は、互いに健全な緊張関係を保つことにより、市民の意思を市政に的確に反映させるため、議論を深め協力しながら、坂出市としての最良の意思決定を導く共通の使命を有しています。</p> <p>地方分権の流れは、確実に自治体に押し寄せており、その中であって議決機関としての議会の果たすべき役割と責任は大きくなっています。</p> <p>そこで議会は、地方自治の主体である市民とともに考え、行動し、市民の信頼に応えるべく、公正性と透明性の確保、積極的な情報の公開、議員間の自由な討議の展開、議員の資質向上、監視および評価機能の充実、政策立案および提言機能の強化が求められています。また、積極的な市民参加を推進し、多様な民意の的確な把握とともに、市民への説明責任と対話を重ねなければなりません。</p> <p>議会は、市民とともにふるさとの豊かな自然を守り、先人が築き上げてきた歴史と固有の文化、さらにゆめ無限海橋のまち坂出を発展させ、次代に引き継がなければなりません。</p> <p>そして、今を生きる市民の生活を守り、市民の輝かしい未来を確かなものにするために、市民福祉の向上に全力を尽くすことを誓い、議会および議員の果たすべき役割と責務を明確にするため、この条例を制定するものです。</p> <p>(議員と市長等執行機関の関係)</p> <p>第7条 議会審議等における議員と市長等およびその職員との関係は、次に掲げるとおり、緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(2) 議長から本会議および委員会への出席を要請された市長等およびその職員は、議長または委員長の許可を得て、議員の質問に対し、質疑および質問の論点整理におけるものに関して<u>反問</u>することができる。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(政務活動費の執行と公開)</p> <p>第14条 議員は、調査研究その他の活動に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、坂出市政務活動費の交付に関する条例（平成13年坂出市条例第1号）を遵守しなければならない。</p> <p>2 <u>会派</u>または<u>議員</u>は、市民から書面により、政務活動費の書類の閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧させるものとする。ただし、坂出市情報公開条例（平成14年坂出市条例第1号）第7条第1号に規定する個人情報は除く。</p> | <p>(2) 議長から本会議および委員会への出席を要請された市長等およびその職員は、議長または委員長の許可を得て、議員の質問に対し、質疑および質問の論点整理におけるものに関して<u>確認</u>することができる。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(政務活動費の執行と公開)</p> <p>第14条 議員は、調査研究その他の活動に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、坂出市政務活動費の交付に関する条例（平成13年坂出市条例第1号）を遵守しなければならない。</p> <p>2 <u>会派</u>は、市民から書面により、政務活動費の書類の閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧させるものとする。ただし、坂出市情報公開条例（平成14年坂出市条例第1号）第7条第1号に規定する個人情報は除く。</p> |